

介護保険事業運営委員会 追加資料

「八雲居宅介護支援事業所の廃止について」

1. 事業所名 八雲居宅介護支援事業所
2. 指定年月日 平成29年9月25日
3. 指定有効期間 平成29年10月1日～平成35年9月30日
4. 担当利用者数 1名
5. 廃止の理由

八雲居宅介護支援事業所は、介護保険法が施行された平成12年4月設置。介護保険法の改正により平成19年4月に地域包括支援センターが設置され、軽度者の支援が、地域包括支援センターに移行されたことにより、利用者数が減少した。

現在八雲地域には、3か所の居宅介護支援事業所があり、受け入れに支障がない状況である。

また介護保険法は、自立支援・重度化予防の視点から、介護予防に重点が置かれ、地域包括支援センターの役割も増えてきているなか、居宅介護支援事業所の管理者を主任介護支援専門員としなければならなくなり、現在主任介護支援専門員資格者が不在である。

6. 利用者数の推移

| 年度   | 18    | 19  | 20  | 21  | 22  | 23  | 24  | 25  |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 延べ件数 | 1,770 | 308 | 103 | 140 | 215 | 233 | 272 | 227 |
| 利用者数 | 199   | 55  | 22  | 24  | 43  | 33  | 25  | 31  |

| 年度   | 26  | 27  | 28 | 29 | 30 |
|------|-----|-----|----|----|----|
| 延べ件数 | 201 | 134 | 71 | 35 | 15 |
| 利用者数 | 25  | 11  | 13 | 5  | 3  |

7. 廃止年月日 令和2年3月31日